

(高齢者向け定期接種) 市外で定期接種を希望する方へ

次の定期接種について、市外（乗入れ5市以外）地域の医療機関での接種が必要な場合は、接種を行う医療機関等へ提出するための必要書類（多摩市予防接種実施「依頼書※」、多摩市の「予診票等」）を発行するための手続きが必要です。

また、接種費用を全額自己負担した等、要件に合致する場合は申請手続きを行うことで、費用の一部を助成する制度（予防接種費用助成金）もあります。

※ 予防接種実施依頼書とは、多摩市の実施医療機関以外で定期予防接種を受けた場合でも、予防接種法に基づき、実施責任が「多摩市長」にあることを明確にするための書類です。

【市外接種のために依頼書等の交付が必要な(助成対象となる)定期接種の概要】

対象定期接種	高齢者肺炎球菌	インフルエンザ	新型コロナ
対象（※1）	① 65歳の方 ② 60歳～64歳で心臓,じん臓,呼吸器等に障がいがある方（※2）	① 65歳以上の方 ② 60歳～64歳で心臓,じん臓,呼吸器等に障がいがある方（※2）	① 65歳以上の方 ② 60歳～64歳で心臓,じん臓,呼吸器等に障がいがある方（※2）
市外接種とは（※3）	5市乗入れなし 多摩市外医療機関で接種	5市乗入れあり 5市以外医療機関で接種	5市乗入れあり 5市以外医療機関で接種
接種回数	生涯 1回	毎年度 1回	毎年度 1回
【令和6年度】 被接種者負担額 (助成上限額) (※4)	1, 500円	2, 500円	2, 500円
	(6, 959円)	(2, 958円)	(12, 979円)
実施時期	通年実施	秋冬実施（※5）	秋冬実施（※5）

（※1）いずれも、接種当日に多摩市に住民登録されている方を対象としています。

（※2）60歳から64歳までの方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちの方

（※3）市外での定期接種を希望する場合で、5市乗入れありの定期接種については【八王子市、町田市、日野市、稲城市が指定した実施医療機関】でも、多摩市の実施医療機関と同様、直接医療機関へ予約をする等して接種を受けることができます。

それ以外の地域で定期接種を受ける場合は「依頼書交付申請」の手続きが必要です。

（※4）高齢者向け定期接種（B類）は、被接種者にも費用負担があるため、市外で接種をした場合の助成額は、接種費用から被接種者負担額を減額した額と、助成上限額を比較し、低い額を助成額とします。

なお、生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者の方は被接種者負担がないため、助成上限額は、被接種者負担額と助成上限額の合計額となります。

(※5) 実施期間について

次の予防接種は、実施期間以外の日に接種した場合、助成金の対象となりませんのでご注意ください。

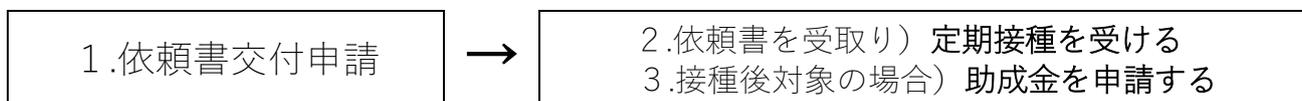
令和6年度	インフルエンザ	令和6年10月7日から令和7年1月31日まで
実施期間	新型コロナ	令和6年10月7日から令和7年3月31日まで

【多摩市予防接種費用助成の要件】

次の5項目全てに該当する場合のみ助成金の申請が可能です。

- 定期接種に該当すること 前記の定期接種（接種当日の年齢、接種回数、実施期間等）に該当すること。
例年、一人の被接種者に対して複数の家族がそれぞれに付き添って接種を行うケースがあります。接種回数を超えた接種は助成対象外となります。
- 市外接種の理由 次のいずれかの理由（やむを得ない理由）に該当すること
 - ① 医学的な事情、医師の判断等によりかかりつけ医での接種が必要な場合
 - ② 疾病等により他の区市町村に滞在し、滞在先の医療機関での接種が必要な場合
 - ③ 医療機関、福祉施設等に入所しており、実施医療機関での接種が困難な場合 など
- 接種費用の負担 定期接種費用の全額を負担していること（実施医療機関へ支払い）
- 接種医療機関より受取った次の申請書類を提出できること
 - ① 予診票
 - ② 領収書（併せて、診療明細書など当該定期接種に係る費用がわかるもの）
- 接種後、直近の4月3日までに、助成金の申請書類を多摩市へ提出できること

【市外医療機関での定期接種実施までの流れ】



1. 依頼書交付申請

市外で定期接種を受けるためには、接種を行う医療機関宛て（または医療機関がある区市町村長宛て）の「多摩市予防接種実施依頼書 ※」（以下「依頼書」）が必要です。

依頼書や予診票等の必要書類を多摩市から交付するため、「依頼書交付申請書・定期接種実施計画書」をご提出ください。

※ 依頼書とは、多摩市の実施医療機関以外で定期予防接種を受けた場合でも、予防接種法に基づき、実施責任が「多摩市長」にあることを明確にするための書類です。

1-1) 依頼書交付申請書・定期接種実施計画書の作成

申請書類は次の2様式です。

- ① 依頼書交付申請書（以下「申請書」）
- ② 定期接種実施計画書（以下「計画書」）

様式については、ホームページに掲載しているほか、ご連絡いただければ郵送もいたします。

【連絡先：多摩市立健康センター 高齢者市外接種担当 042-376-9111】

- 申請書類作成のためには、次の2か所に確認が必要です

① 接種実施医療機関

希望の定期接種を接種希望期間に受けられることをご確認ください。

② 接種実施医療機関のある区市町村（高齢者の予防接種担当部署）

確認事項1 （住民登録が多摩市にある）被接種者の定期接種について、接種費用助成の有無を確認（当該区市町村の住民と同様の負担額で受けられる地域もあるため）

確認事項2 定期接種を行うための「依頼書の宛先」は、実施医療機関か、医療機関のある区市町村長あてかを確認（実施医療機関宛ての方が多くようです）

- 計画書は、多摩市へ提出いただくものですが、依頼書に写しを添付するため実施医療機関（必要に応じ実施医療機関がある区市町村）にも確認いただく資料です。
- 多摩市が申請書を受付後、依頼書の作成に1週間程度を要する場合があります。早めの申請書類提出と、余裕のある接種予定日の設定をお願いします。

1-2) 申請書類（申請書、計画書）の提出

- 提出資料は、1-1で作成した2様式です

- ① 依頼書交付申請書
- ② 定期接種実施計画書

- 提出方法

原則、郵送でご提出ください。

【送付先】

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 多摩市立健康センター 高齢者市外接種担当 宛て 電話 042-376-9111

※ 急ぎの場合は窓口【多摩市立健康センター】でも受付け可能ですが、受付当日に依頼書の発行はできません。（多摩市役所本庁舎では受付けできません）

1-3) 依頼書が届く

申請書類を市で受付け、依頼書（多摩市予防接種実施依頼書）を作成（1週間程度かかります）して、申請書に記載された依頼書送付先へ郵送します。

【市から送付する書類】

- ・ 多摩市予防接種実施依頼書（計画書を添付）
- ・ 予診票、接種済証
- ・ 予防接種費用助成金の申請書類等（明らかに助成対象外の場合は送付せず）

2. 定期接種を受ける

多摩市からお送りした「依頼書、予診票、接種済証」を実施医療機関（または実施医療機関がある区市町村）へ提出し、依頼書に記載の定期接種を受けてください。

多摩市の予防接種費用助成金の申請を予定している場合は、申請に必要な書類を接種実施医療機関から受取ってください。

2-1) 依頼書を提出し、定期接種を受ける

- 接種当日の持ち物について、多摩市から送付した「**依頼書・予診票・接種済証**」のほかに、保険証など必要な物があるかを、事前に実施医療機関へご確認ください。

【(ご参考) 多摩市内医療機関で接種する場合の持ち物】

- ・ 保険証等（氏名、生年月日、住所が確認できるもの）
- ・ 60歳から64歳までの方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に重い障害があり、身体障害者手帳1級をお持ちの方は、身体障害者手帳
- ・ 生活保護等を受給している方は、受給証明書

2-2) 接種を受け、助成金申請に必要な書類を実施医療機関より受取る

- 予防接種を受けた後、実施医療機関へ接種費用を支払う。
- 多摩市に予防接種費用助成金の申請を予定している場合は、医療機関作成の次の資料を受取る。

【助成金申請に必要な医療機関作成書類】

- ① 予診票（市提出用または写し）
 - ② 領収書（併せて、診療明細書など当該予防接種に係る費用がわかるもの）
- * 助成金申請をしない場合でも、定期接種の記録として予診票は多摩市へご提出願います。

3. (要件に該当する場合) 多摩市へ予防接種費用助成金を申請

多摩市から依頼書と一緒に送りした「助成金申請書」と必要書類ご提出ください。
詳しくは、助成金申請書の「提出方法 記載方法」をご参照願います。

【問い合わせ】

多摩市健康福祉部健康推進課（多摩市立健康センター）
電話042-376-9111